

今津中学校 部活動活動方針

1 ねらい

- (1)自分の興味・関心・能力などに応じて活動し、その中で自己を磨き、伸ばし、高めていき、集団活動を通して社会性を身につける。
- (2)スポーツや文化及び科学など、生徒が興味・関心を持った活動を更に深く体験し、授業で身に付けた技能等を発展・充実させる。
- (3)より高い水準の技能や記録に挑戦する中で、楽しさや喜びを味わい、学校生活を豊かにする。
- (4)学級や学年を離れて生徒が活動を組織し展開することにより、生徒の自主性、協調性、責任感、連帯感などを育成する。
- (5)校地内の清掃や草ひきなど環境整備に進んで取り組むなど、勤労意欲や愛校心を育てる。

2 設置部活動

陸上競技 軟式野球 サッカー ソフトボール 剣道 男子ソフトテニス 女子ソフトテニス
バレーボール 男子バスケットボール 女子バスケットボール 吹奏楽 美術 (駅伝)

＊校内での活動はしないが、中体連主催の大会への個人参加を希望する生徒について

- i 本人・保護者が希望し、学校長が許可した場合、大会への参加を認める。
- ii 予算は設定しない。大会派遣旅費(県大会大会以上)の申請は行う。

3 活動日・活動時間

(1)通常

期 間	3月 ～ 9月	10月 ・ 2月	11月 ～ 1月
早 朝	7:30～8:10	7:30～8:10	7:30～8:10
放課後	～17:45	～17:15	～16:45
絶対下校	18:00	17:30	17:00

※絶対下校の時刻を厳守する。(絶対下校時刻までには校門を出る)

※鍵の受け渡しは7:15以降。(時間厳守)

1年生の1学期の早朝練習参加については、体力面を考慮した上で各顧問と学年が判断する。

(2)土日・休日

＊学校解錠の時間帯

土曜日 7:30～17:40 日・祝 8:30～16:30

会議等で部活動につけなかった場合でも各顧問が責任を持って施錠を確認すること。

＊グラウンド・体育館のそれぞれ午前午後の入れ替えは、使用する部活動で打ち合わせをする。

＊部員だけでなく、顧問も学校を出られるように活動を終える。

＊気温の上昇により熱中症の危険で活動ができない場合は開始時刻を早朝に早めたり、終了時刻を夕刻に遅らせたりすることも可能とする。

(3)活動の禁止日

①定期考査1週間前は原則として活動を禁止する。ただし、総体に関しては大会日程にかかわらず全ての部活動がテスト5日前まで活動可能とする。

②実力・課題考査当日の朝練習は禁止(全国・市学力調査は除く。)

③ノー部活デーを設定する。ただし、別日にノー部活デーを設定したうえで、朝練習のみの活動は可。公式な大会や発表会前の活動は特例として教職員の了解のもと活動してもよい。

④その他

＜定期考査前の活動の特例＞

- i 「公式な大会や発表会」が定期考査前後の1週間以内に行われる場合、学校長が許可した大会の1週間前は例外として活動しても良いものとする。
- ii 顧問は保護者へ文書で連絡する。
- iii 参加は本人の意思と保護者の同意を得られた生徒のみとする。
- iv 職員へは事前に連絡する。
- v 練習時間帯は朝練習、または放課後の1時間程度のどちらかとする。
- vi 指導者が現場指導できる日の活動とする。(生徒のみの活動は禁止)
- vii 下校指導は校門まで顧問が行う。
- viii 部活動担当者は練習予定表をまとめ職員に周知させる。
- ix テスト前の休日については土日どちらかの3時間程度とする。

「公式な大会や発表会」の定義

- i 市民体育大会、総合体育大会、新人大会とその上位大会に直接関係する中体連主催・協会主催の大会や記録会
 - ii 吹奏楽部のコンクール、学校行事に関わる活動や公式な発表会など
- * 恒例となっている大会でも、一部の顧問で立ち上げた大会は、「公式な大会」に含まない。

(4)延長練習

- ①公式な大会や発表会の1週間前から活動延長願を申請することにより、30分の延長練習ができる。その際、「定期考査前の活動の特例」と同様の手順で保護者や職員の同意を得て活動する。

(5)活動日・活動時間についての注意点

- ①1日の活動時間は、平日2時間程度、土日等の休業日は3時間程度とする。
※運営上、やむを得ず3時間を超える大会や練習試合においては、生徒の健康・体調管理を最優先に、休憩時間の確保や効率の良い運営に努めるなど適切に対応する。
- ②平日は固定のノー部活デーを設定しない。ただし、職員会議や各種行事のタイミングや、学級活動のため(月1回)のノー部活デーを設定することがある。
- ③毎週土日のどちらかを休みとし、どちらも休みにできなかったときは他の土日に休みを設定し調整する。
公式戦の日程等で、土日での調整が困難な場合に限り、平日に部活動ごとに休みを設定する。
- ④月間の予定表を各部で準備し、事前に休みの日を知らせ、各家庭の計画が立てられるようにする。
- ⑤必ず顧問がついた上で活動を実施する。部室や活動場所の鍵は、顧問が校内にいない場合は渡すことはできない。(平日の放課後の活動に関しては職員の連携を図り、この限りではない。)
- ⑥朝練習の際は、8:15までに必ず顧問に鍵を返却する。
- ⑦午前6:00の時点で警報が発表されている場合、朝練習は中止とする。
- ⑧半日授業時の活動について、下校時刻は平日と同じであるが、生徒の体力や健康状態を考慮し活動内容や時間を顧問が決定する。(家庭訪問、懇談中等は担任以外の教職員で全部活動进行管理、監督する。)
- ⑨活動中の事故発生時は応急処置をしたのち、病院搬送について保護者に連絡をする。保護者に連絡が取れない場合は最善の処置をしたのち、できるかぎり早急に保護者に連絡する。怪我の経過を見守り、家庭との連絡を密にする。状況に応じて、救急搬送依頼をする。

4 活動の服装

- (1)活動時の服装は、制服、ジャージ、体操服、ウィンドブレーカー、ユニホーム、部活動Tシャツ(大会記念Tも含む)とする。
- (2)平常日の登下校時の服装は制服とする。
- (3)休日の登下校(長期休業中を含む)時の服装は、学校指定の服装に準ずる。移動時の服装は、制服、学校のジャージ、または各部で統一された服装とする。

- (4)再登校の場合の服装は休日の登校に準ずる。
- (5)引退した3年生に関しても上記に準ずる。
- (6)更衣は原則として室内で行う。各部指定の場所で行い、各自の荷物は活動場所へ持っていく。
- (7)ウィンドブレーカー・ジャージ等は、部活動懇談会等で保護者の承認を得る。
 - ・価格は上下1万円前後とし、華美なものや高価なものにならないようにする。
 - ・健康管理上、全員に購入を促すことは必要であるが、強制するものではない。

5 部活動で使用する場所・部屋について

- (1)部活動での部屋の使用は活動時間のみとする。(休み時間等の立ち入りは禁止とする)
- (2)施錠と鍵の保管の徹底。また部活動で使用する部屋の鍵は必ず職員室に返す指導を徹底する。※生徒が鍵を持って帰ったり、生徒が鍵を管理したりする状況を作らない。
- (3)部屋内での飲食は禁止とする。
- (4)部単位での校内へのポスター等の掲示は禁止とする。
- (5)顧問は清掃、美化の指導を徹底する。
- (6)各顧問で定期的に使用状況を点検し、必要に応じて指導を行う。
- (7)個人の私物は置かない。

6 弁当・飲み物について

- (1)弁当は各部ごと顧問が指示した場所で食べる。
- (2)食事時に使用した教室内の整理整頓、ゴミの処理等の指導を徹底する。
- (3)弁当については、家庭より持参する。登校途中に店に入って昼食を買うことは認めない。(昼食を買いに出ない)
- (4)年間を通して、熱中症対策として、スポーツ飲料を持参してもよい。
- (5)弁当が必要な日の早朝練習は保護者の負担を考慮し、控えるのが望ましい。

7 入部、退部、転部について

- (1)2つの部を兼ねることはできない。ただし、駅伝部についてはこの限りではない。
- (2)入部について
保護者の了承を必要とし、学級担任から受け取った「入部カード」に必要事項を記入し、保護者サイン及び担任の確認をもらった上で、入部を希望する部活動の顧問に提出する。
- (3)継続手続きについて
年度当初に顧問・担任は部員・生徒に更新手続きを行わせる。この際、担任は全員に継続届を配布し、保護者サイン及び担任が確認の上で、再度提出させる。配慮を要する生徒については、保護者や担任、学年主任等との連携をとること。
- (4)退部について
事情があつて退部・休部する場合は、保護者と相談の上、担任及び顧問の了承を受ける。退部の場合は、「退部届」を顧問に提出し、顧問は入部カードを生徒に返却する。
※継続届を出さない＝退部ではない。(不登校生徒など、特別な事情がある場合はその限りではない)
- (5)転部について
退部の手続きを完了させてから、3日程度(目安)の仮入部を行った上で、次の入部の手続きを行う。

8 仮入部について

- (1)新入生には入部の選択期間として仮入部期間を設ける。新入生は仮入部期間の活動を通して入部する部活動を検討し、本入部の手続きをする。
- (2)仮入部期間は、新入生は早朝練習に参加してはいけない。放課後の活動は17:00までの活動とし、17:15までには下校させる。(原則として休業日はなし)
- (3)新入生の更衣場所は教室とする。
- (4)転入生と中途退部後の生徒についても同じく仮入部を行うが新入生と同様ではない。

9 部活動懇談会及び参観

- (1)6月に全校統一して部活動懇談会を設定し、部活動の活動方針等を明示する。
- (2)学校で統一して設定した日時に出張等で実施できない場合、必ず6月中に日時を設定して行う。
- (3)必要に応じて顧問は随時、保護者会を開く。

10 対外試合等生徒引率

- (1)校外で活動を行う場合は「日曜・祝日の部活動および練習試合の届」に必要事項を記入し提出する。また、保護者へも事前に連絡する。
- (2)引率者は生徒の安全を最優先に考え、引率にあたる。原則として、校区内での集合解散とする。
※隣接校、隣接地域の場合においても校区内に集合、解散とする。
※阪急西宮北口駅での集合、解散は可とする。解散時には全員が今津方面行きの電車に乗ったことを確認すること。
- (3)服装は制服、もしくは各部で決められた概ね統一した服装とする。
- (4)救急処置用具を携帯する。
- (5)顧問が引率する。
- (6)公共の場でのマナーの指導を徹底する。
- (7)他校との練習試合においてはトラブルのないように留意する。
- (8)移動は徒歩または公共の交通機関を利用する。自転車での移動は禁止する。

11 外部指導者(外部コーチ)について

- (1)外部指導者(外部コーチ)は学校長の承認を得た上で各部活動の指導にあたる。
- (2)外部指導者は西宮市中学校体育連盟、阪神中学校体育連盟等に登録し、外部コーチとして中体連主催の新人大会、総合体育大会に参加することができる。
- (3)登録手続きは、体育主任を通じて各部の顧問が行う。

12 活動経費

- (1)今年度購入予定の物品(生徒個人の所有物になる物品)や年間必要経費は、必ず年度当初(6月の部活動懇談会など)に保護者におおよその金額を提示する。必要な物品のみを購入し、必ず使用すること。
- (2)生徒個人の所有物となる物品の購入は、生徒各個人で負担する。
- (3)市教委で認められた大会やコンクール・発表会の交通費は、市教委からの補助(大会派遣旅費)を受けることができる。(県大会以上)
手続きは、出場部活動の顧問の報告を受けて、部活動担当が行う。

13 部の廃部(休部・募集停止)について

- (1)学校事情により部員不足等で公式大会に出場できない状況が続いている部活動については、実態をよく把握した上で、部活動顧問会を経て、職員会議で検討し、休部状態として次年度の募集を停止することもある。
- (2)部員数不足として大会に出場できない学校があれば、体育主任と連携し、合同チームとしての出場を検討する。

14 駅伝部について

- (1)推薦選手提示及び、希望参加とし、文書で保護者の了承を得て活動に参加する。部活動単位の参加として強制的であってはならない。
- (2)各部において出場希望生徒がいる場合は、各部の状況に応じて可能な限り協力するなど、全校体制で活動する。
- (3)活動期間は総合体育大会においては体育大会以降に、新人大会においては3学期始業式以降に駅伝部を募集し、活動を始める。
- (4)活動時間は絶対下校後30分以内とする。
- (5)中体連主催の駅伝競走競技大会に向けて計画的に練習を行う。

15 大会、コンクール、発表会での注意点

(1)移動について

①原則、公共交通機関を使用する。

＊回数券(普通・時差・休日)、回数カード、団体割引などをできるだけ利用する。

②生徒の自転車の使用は禁止とする。

(2)応援生徒、保護者について

①応援生徒の移動は、公共交通機関を利用する。

②応援生徒の服装は、制服とする。

③保護者の応援席、観覧席でのマナーについては、部活動懇談、部活通信などで依頼をする。

④お菓子などの差し入れは禁止。ただし、熱中症対策のために必要なものは顧問の判断により可とする。

⑤大会会場への保護者の車の乗り入れは原則禁止。

16 宿泊を伴う活動(合宿)について

(1)合宿の意義

①同じ目的を持った、異年齢の部員を含めた部員同士が寝食を共にすることにより、部としての連帯感や社会性、責任感等を醸成することができる。

②種々の目的に応じた活動を一定期間集中的に実施することにより、活動の成果を上げることが期待できる。

(2)合宿の目的

①集中的な練習により技能や体力の向上を図る。

②共同生活を体験することによりチームワークを醸成する。

③共同生活や係当番活動等を行うことにより自主的・自律的な態度を育成する。

(3)実施する場合の約束事

①4月、宿泊予約の前に計画書(行き先、日程、費用など)を作成し、校長および教職員の了解を得ること。

②保護者会を開き説明し、保護者の承諾を得る。(費用はできる限り抑えること)

③参加に関しては自由参加とする。

④複数の教職員(必要に応じて、生徒と同性)が引率し、宿泊すること。

⑤事前、事後には教育委員会への報告等の然るべき手続きを顧問が責任を持って行うこと。

⑥旅費・宿泊費はすべて自己負担となる。

⑦家庭の経済状況に配慮し、できるだけ公共施設を利用すること。

17 土・日等の休業日における気象警報発表時の部活動について

(1)午前7時の段階で西宮市に「大雨」「洪水」「暴風」「暴風雪」のいずれかの警報が発表されている場合は、午前中の活動は中止とする。

(2)午前10時時点で、警報が解除されている場合、12時より活動可能とする。

(3)午前10時時点で、引き続き警報発表中の場合、部活動は中止とする。

(4)学校で活動中に警報が発表された場合、速やかに下校させる。

※公式戦等の場合については、別途、部活動顧問より前日までに連絡を行う。